

年金記録問題についてのこれまでの取組状況について (主要データ集)

目 次

1. 年金記録の回復状況	1
2. 記録回復後の年金を受給できるまでの期間	2
3. ねんきん特別便	3
4. 受給者名寄せ特別便のフォローアップ照会の状況	4
5. 市区町村の記録調査の協力状況	5
6. ねんきん定期便	5
7. 受給者等への標準報酬等のお知らせ	6
8. 年金記録の確認のお知らせ（黄色便）	6
9. 約5,000万件の未統合記録の解明状況	7
10. サンプル調査の実施状況	8
11. 紙台帳とコンピュータ記録との突合せの効果	9
12. 無年金の方を減らすための取組	12
13. 遅延加算金の支給状況	13
14. 年金事務所段階での記録回復基準の策定状況	14

1. 年金記録の回復状況

○記録が見つかり年金額の増えた方の数（20年5月～24年9月）

延べ 199 万人（注）

（注）20年5月より前に記録が見つかり年金額の増えた方などについても現在推計中であり、この数値は今後増えることが見込まれる。

・記録が見つかり増えた年金額（年額）の合計 **813 億円**

（※）年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示しした年金見込額の試算結果（再裁定申出を受け付けたもの）の報告をとりまとめたものであり（平成20年5月から実施）、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額（年額）は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

（参考）1件当たりの年金額（年額）増額は平均 4.1 万円。

・65歳から受給した場合の回復総額（生涯額） **約 1.7 兆円（注）**

（注）延べ 199 万人の上記期間における「記録が見つかり増えた年金額（年額）の合計」である約 813 億円を、65歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の65歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した回復総額。

※65歳以上の方の老齢年金給付額の男女比率（平成22年度）は、男 64.5%、女 35.5%

※65歳時点の平均余命（平成23年簡易生命表）は、男 18.69年、女 23.66年

（813 億円×0.645×18.69年+813 億円×0.355×23.66年÷ 1.7 兆円）

○特別便により年金記録が回復された方の数（24年9月）

延べ 930 万人

うち受給者 240 万人

うち加入者 690 万人

○約 5,000 万件の未統合記録のうち基礎年金番号に統合済みの記録

（24年6月）

1,647 万件

人数 1,296 万人

人数内訳

受給者 604 万人

被保険者 692 万人

（月次報告ベース（平成24年9月現在）では約 1,671 万件が統合済みとなっている。）

3. ねんきん特別便（平成 24 年 9 月末現在）

※ 全ての受給者・加入者に加入記録を送付（19 年 12 月～20 年 10 月）し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○送付対象者：全ての受給者・加入者(約 1 億 9 百万人)

・うち回答者数 約 8,163 万人(送付対象者の約 75%)

「訂正あり」の回答の方 約 1,308 万人(回答者の約 16%) (※)

うち「訂正・統合済」の方 約 930 万人(※の約 71%)

うち受給者 約 240 万人

うち加入者 約 690 万人

うち「記録判明せず」の方 約 332 万人(※の約 25%)

うち「調査中」の方 約 47 万人(※の約 4%)

「訂正なし」の回答の方 約 6,855 万人(回答者の約 84%)

※「訂正あり」の回答件数にはフォローアップ照会により「訂正なし」から「訂正あり」に変わったものも含む。

※調査中の件数には、共済組合期間に係る照会があった方等を含む。

・うち未回答者数 約 2,474 万人(送付対象者の約 23%)

・うち未着者数 約 236 万人(送付対象者の約 2%)

4. 受給者名寄せ特別便のフォローアップ照会の状況（平成 23 年 3 月末）

※ 20 年 3 月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録（基礎年金番号に統合されていない記録）の持ち主である可能性の高い方約 88 万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認（『フォローアップ照会』）している。

なお、21 年 10 月からは、年金事務所ではご本人にご連絡できない場合に、市区町村において、その方にご連絡をしていただき、記録の確認調査を行っていただいている。（「5. 市区町村の記録調査の協力状況」参照）

○対象者数	88万人
・うち記録の確認作業が終了したもの	77万人
うちご本人の記録と確認したもの	58万人
うちご本人の記録と確認できなかったもの	19万人
・うち年金事務所で確認中のもの	0.2万人
・うち回答拒否・接触不可等のもの	10.8万人

5. 市区町村の記録調査の協力状況（平成 23 年 3 月末）

※ 年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」のうち、「訂正なし」とご回答された方や「未回答」の方で、年金事務所ではご本人にご連絡できない場合に、市区町村からその方のご連絡先の情報を提供いただき、又は市区町村においてその方にご連絡をしていただき記録の確認調査を行っていただいている。

○ご協力をお願いした市区町村（調査対象者がおられる全市区町村） **1,492 市区町村**
うちご協力いただける市区町村 **1,488 市区町村(99.7%)**

○市区町村による調査の結果、記録訂正が行われた方 **18,324 人**
※年金額の増加額(年額)は、合計約 **6 億 9,975 万円**
※年金額の増加額(生涯額)は、合計約 **143 億円(注)**

(注) 市区町村の記録調査の協力により「記録が見つかり増えた年金額（年額）の合計」である約 6 億 9,975 万円を、65 歳以上の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の 65 歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した回復総額。

※65 歳以上の方の老齢年金給付額の男女比率(平成 22 年度)は、男 64.5%、女 35.5%

※65 歳時点の平均余命(平成 23 年簡易生命表)は、男 18.69 年、女 23.66 年
(7.0 億円×0.645×18.69 年+7.0 億円×0.355×23.66 年)÷ 143.2 億円

6. ねんきん定期便

※ 21 年 4 月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

①21 年度

※ 21 年度においては、全ての現役加入者の方に対して、年金加入期間、年金見込額、全ての期間の標準報酬月額、全ての期間の保険料納付状況等の記録を通知している。

・送付人数 **約 6,676 万人(21 年 4 月～22 年 3 月送付分)**

②22 年度

※ 22 年度からは、節目年齢時（35 歳・45 歳・58 歳）には、21 年度と同様の記録を送付し、その他の方に対しては、年金加入期間、年金見込額、直近 1 年分の標準報酬月額、直近 1 年分の保険料納付状況等の記録を通知している。

・送付人数 約 6,610 万人（22 年 4 月～23 年 3 月送付分）

③23 年度

・送付人数 約 6,525 万人（23 年 4 月～24 年 3 月送付分）

④24 年度

・送付人数 約 3,264 万人（24 年 4～24 年 9 月送付分）

7. 受給者等への標準報酬等のお知らせ

※ 厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付（21 年 12 月から 22 年 11 月まで）し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかをご本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○送付人数 2,632 万人（21 年 12 月～22 年 11 月送付）

8. 年金記録の確認のお知らせ（黄色便）（平成 24 年 9 月末現在）

※ 未統合記録約 5000 万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に 20 年 6 月から 21 年 12 月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○送付人数	約 262 万人
・うち回答者数	約 165 万人(100%)
「訂正あり」の回答の方	約 151 万人(約 92%)
「訂正なし」の回答の方	約 13 万人(約 8%)
・うち未回答者数	約 86 万人
・うち未着者数	約 12 万人

9. 約 5,000 万件の未統合記録の解明状況（平成 24 年 6 月）

〈解明された記録〉 約 2,860 万件

① 基礎年金番号に統合済みの記録

(19 年 12 月時点)		(24 年 6 月時点)
310 万件	→	1,647 万件(※)

(※)人数ベースでは、1,296 万人に相当する。月次報告ベース（平成 24 年 8 月現在）では約 1,664 万件が統合済みとなっている。

② 死亡者等の記録（死亡・脱退手当金受領等）

(19 年 12 月時点)		(24 年 6 月時点)
820 万件	→	1,208 万件

〈解明作業中又はなお解明を要する記録〉 約 2,240 万件

③ 現在調査中の記録 (24 年 6 月時点)
6 万件

④ 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録

(19 年 12 月時点)		(24 年 6 月時点)
1,100 万件	→	935 万件

⑤ 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録

(19 年 12 月時点)		(24 年 6 月時点)
2,445 万件	→	965 万件

⑥ ③～⑤の記録と同一人と思われる記録

(19 年 12 月時点)		(24 年 6 月時点)
420 万件	→	334 万件

10. サンプル調査の実施状況

(1) 脱退手当金のまだら事案(※)のサンプル調査

※ 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金被保険者期間がある事案。なお、脱退手当金とは、結婚退職等により、厚生年金の加入期間が短い方にお支払いする一時金のことをいう。(現在は原則廃止されている。)

○コンピュータ記録が抽出したすべてのまだら事案(約19万件)のうち2千件のサンプル調査を平成22年2月から実施。

○平成22年7月に公表した調査結果によれば、面談できた方の約1割が、実際には脱退手当金の支給を受けていないと回答。

○コンピュータ記録から抽出したすべてのまだら事案(約19万件)に該当する方から、死亡が確認されている方などを除いた方(約14万人)に対して、22年9月6日からお知らせを送付。

(2) 標準報酬の不適正な遡及訂正が行われた可能性のある記録のサンプル調査

※ 不適正な遡及訂正処理が行われた可能性のある記録(以下の3条件全てに該当する記録)約6.9万件のうち、厚生年金受給者の記録約2万件について、20年10月から戸別訪問調査を実施し、21年3月までに概ね終了。この戸別訪問調査や、『ねんきん定期便』、『受給者等への標準報酬等のお知らせ』の送付を通じて、本人に標準報酬を含む記録の確認を行っていただいた上で、必要な記録回復を進めている。

①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に退職の処理が行われている。

②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

○標準報酬の不適正な遡及訂正が行われた可能性のある記録の抽出に用いた3条件のうち、2条件のみに該当する記録(約21.8万件)又は1条件のみに該当する記録(約79.5万件)のサンプル調査を22年4月から実施。

○22年7月の調査結果によれば、2条件のみに該当する方の12%、1条件のみに該当する方の3%が「記録が事実と相違あり」と回答。

○この結果を踏まえどのように対応するか今後早急に検討。

11. 紙台帳とコンピュータ記録との突合せの効果

(1) 国民年金特殊台帳等とコンピュータ記録との突合せ(平成24年9月)

※ 国民年金特殊台帳とは、国民年金の被保険者台帳のうち、特例納付の記録、前納(保険料前払い)の記録、年度内の一部の期間のみ未納・免除となっている記録等の特殊な納付記録を記載したものである。

○国民年金特殊台帳等として保有している約3,096万件の記録全数について、20年5月から、コンピュータ記録との突合せを開始し、22年6月末に突合せを完了。

○約3,096万件のうちコンピュータ記録と一致しない記録 **約30万件**

(注) 国民年金特殊台帳等の記録の約1%

うちご本人にお知らせすることが可能なもの **約16.8万件(100%)**

うちお知らせ送付済のもの(注) **約15.4万件(92%)**

うち年金が増額となるためお知らせを送付した受給者のもの **約7.9万件**

うち再裁定の進達まで至っているもの **約7.0万件**

うちご本人にお知らせする前に補正が完了していたもの **約1.3万件**
(8%)

(注) コンピュータ記録と一致しない記録のうち、亡くなられた方や基礎年金番号が未付番の方を除いた方にお知らせを送付

○年金受給者の年金額の増額の状況(年額)

平均額 : **約1.4万円**

最高額 : **約38.2万円**

最低額 : **546円**

○費用対効果

・所要経費	約 106 億円
・年金額が増額となる効果	約 380 億円（生涯額）
老齢基礎年金受給者等の増加額	約 266 億円（注①）
現役加入者等の増加額	約 114 億円（注②）

（注①）年金受給者の「記録が見つかり増えた年金額（年額）の合計」である約 13 億円を、65 歳以上の方の老齢年金給付額の男女比率で按分し、受給期間を男女別の 65 歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した回復総額

※65 歳以上の方の老齢年金給付額の男女比率(平成 22 年度)は、男 64.5%、女 35.5%

※65 歳時点の平均余命(平成 23 年簡易生命表)は、男 18.69 年、女 23.66 年
(13 億円×0.645×18.69 年+13 億円×0.355×23.66 年÷ 266 億円)

（注②）現役加入者の「記録が見つかり増える年金額（年額）の合計」である約 5.4 億円を、現役加入者の男女比率で按分し、受給期間を男女別の 65 歳の平均余命の期間として、それぞれ乗じて合算した回復総額

※現役加入者の男女比率(平成 22 年度)は、男 51.4%、女 48.6%

※65 歳時点の平均余命(平成 23 年簡易生命表)は、男 18.69 年、女 23.66 年
(5.4 億円×0.514×18.69 年+5.4 億円×0.486×23.66 年÷ 114 億円)

(2) 厚生年金被保険者名簿・原票に係るサンプル調査

○厚生年金・被保険者名簿・原票（紙：約 2.5 億件，マイクロフィルム：約 3.9 億件）のうち約 2 万件のサンプル調査を実施（平成 20 年 6 月にその結果を公表）

○コンピュータ記録との不一致率	277 件(約 1.4%)
うち年金受給者で年金額が増額となるもの	77 件(約 0.4%)
※年金受給者一人当たりの平均年金増額(年額)	約 1.7 万円

(3) 市町村の国民年金被保険者名簿に係るサンプル調査

○市町村の国民年金被保険者名簿（約 1.4 億件）のうち約 2 千件のサンプル調査を実施（平成 21 年 12 月にその結果を公表）

○コンピュータ記録との不一致率	7 件(約 0.3%)
うち年金受給者で年金額が増額となるもの	5 件(約 0.2%)
※年金受給者一人当たりの平均年金増額(年額)	約 10.4 万円

(4) 国民年金保険被保険者名簿、厚生年金被保険者名簿等とコンピュータ記録との突合せ（平成22年10月から開始）

○収載件数（平成22年7月13日現在）	約9.5億件
うち、重複分等を除いたもの	約7.2億件
※現時点で本人のコンピュータ記録に結び付いたもの	約6.0億件

○本人のコンピュータ記録に結び付いていない約1.2億件(7.2億件と6.0億件の差)の多くが、サンプル調査によれば、紙台帳の手帳記号番号や氏名などに誤りや記載漏れがあり、機械的な作業では本人の記録に結び付かなかった記録であり、この分については、突合せを希望する方から『私の履歴整理表(注)』などの情報をいただきながら、個別に該当する紙台帳を検索し、結び付けていくことを考えている。

(注)ご自身の記憶を記録に結びつけるのに役立つツール。ご自身の結婚や就職、転居などの履歴を整理したもの

(5) 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せサンプル調査

○厚生年金又は船員保険に係る記録のみが紐付いた方のうち 5,901 人（75歳以上、65歳以上75歳未満、65歳未満の人数が概ね均等となるよう抽出）のサンプル調査を実施（平成22年12月にその結果を公表）

○コンピュータ記録との不一致率	477人(約8.1%)
うち年金受給者で年金額が増額となるもの	409人(約6.9%)
※年金受給者一人当たりの平均年金増額(年額)	約3.3万円

12. 無年金の方を減らすための取組

○無年金者数(平成 19 年 4 月現在)(※) : 118 万人(うち 65 歳以上は 42 万人)

(※)今後納付できる 70 歳までの期間を納付しても受給資格期間(25 年)に満たない者

- ・オンライン記録上 25 年の受給資格期間を満たさない 63 歳以上(平成 21 年 1 月時点)の方(約 50 万人)に対し、平成 21 年 12 月に「お知らせ」を送付
- ・約 50 万人のうち、「お知らせ」送付後に年金を受け取ることができるようになった方(平成 22 年 12 月末) **約 5 万人**
- ・上記の方に「お知らせ」を受け取る前に年金請求書を提出された方も含めると、年金を受け取ることができるようになった方は**約 6 万人**(平成 22 年 12 月末)。

○オンライン記録上 25 年の受給資格期間を満たしていながら請求を行っていない 69 歳以上の方に対し、平成 22 年 9 月に「お知らせ」を送付。

○オンライン記録上の記録において、70 歳までの間の保険料納付により 25 年の受給資格期間を満たす方のうち、64 歳以上(平成 22 年 1 月時点)の方に対し、平成 22 年 9 月に「お知らせ」を送付。

○国民年金保険料をさかのぼって納めることができる期間を 2 年から 10 年に延長するなどの法案による効果

- ・65 歳未満の方のうち、年金額を増やせる方 **最大約 1,600 万人**
- 将来無年金とならずにすむ方 **最大約 40 万人**

13. 遅延加算金の支給状況

※ 年金記録の回復がなされ、本来の支給日より5年以上遅れて年金が支払われた場合に、物価上昇率分を遅延加算金として上乗せすることとしている。(22年4月21日に議員立法により法律が成立。)

	①第1回目のお支払い (22年5月14日)	②第2回目のお支払い (22年6月15日)	③第3回目のお支払い (22年7月15日)
	※22年4月30日(遅延加算金の施行日)以降に時効特例給付が支払われた方 (ご本人からの請求手続は不要)	※21年5月1日(遅延加算金の公布日)から平成22年4月29日(遅延加算金の施行日の前日)までに時効特例給付が支払われた方(ご本人からの請求手続は不要)が中心	※22年7月15日に時効特例給付が支払われた方。 これ以降は、それぞれの支払期日に支払われる時効特例給付に合わせて支払いが行われる
支給対象者	14.7万人	103.2万人	7.6万人
平均支給額	約4.5万円	約4.0万円	約6.1万円
最高支給額	799.7万円	1,542万円	1,773万円

14. 年金事務所段階での記録回復基準の策定状況

○第1弾：3つの新たな回復基準を追加（21年12月）。

- ①標準報酬の不適正な遡及訂正処理が行われた可能性の高い6.9万件の記録に係る方のうち、従業員であった方の記録である場合
- ②申立期間が2年以下の国民年金の申立てであって、申立期間以外に国民年金加入期間の未納がない、申立期間と同期間において、配偶者や同居親族のいずれかが国民年金に加入かつ納付済みであるなどの要件を満たす場合
- ③脱退手当金を受給していない旨の申立てであって、当時の被保険者証に脱退手当金を支給したことを示す表示がないなどの要件を満たす場合

○第2弾：更なる回復基準を追加（22年4月）。

- ④脱退手当金の支給日より前に脱退手当金の計算の基礎とされていない、被保険者期間がある（まだら事案）などの条件を満たす場合

○第3弾：厚生年金及び国民年金の新たな回復基準を23年10月から実施。

- ⑤2年以上も前の賞与の届出漏れが判明した場合（賞与の届出漏れ事案）
- ⑥同一企業(グループ)内の転勤で、2年以上も前の加入期間に1ヶ月間以内のブランクがある場合（同一企業等内転勤事例）
- ⑦国民年金の未納及び未加入期間の申立てであって、申立人が受領印があるなどの要件を満たす納付組織の預かり証を所持している場合
- ⑧国民年金に係る過年度の保険料納付の申立てであって、国民年金手帳記号番号の払出日において、過年度納付できる期間のうち、一部の期間が納付済みと記録されているなどの要件を満たす場合